

## 第2節 里山里海湖の保全・再生と活用

### 1 里山里海湖の保全・再生活動の推進【自然環境課】

#### (1) 里地里山の保全・活用に向けた取り組み

##### ①里地里山の現状と課題

里地里山は、集落、水田等の農耕地、ため池、草地等とそれを取り巻く二次林\*1により構成された地域です。国土に占める割合は4割程度に達し、多様な生物の生息・生育空間となってきました。

しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業の近代化に伴い、里地里山の林が有していた薪炭林、農用林等としての経済的価値が減少し、落ち葉の採取や下草刈りなど日常的な管理がなされなくなりました。また、近代化された農法の普及や基盤整備が進むとともに、耕作放棄地が増加するなど、昔ながらの農林業活動が維持されなくなりました。

その結果、素掘りの水路やため池、未改良の水田などを移動しながら生息していたメダカやゲンゴロウなど、かつては身近だった生き物が見られなくなりました。

比較的豊かな自然が残されている本県も例外ではなく、「福井県レッドデータブック(2016)」の中にも、里地里山を生息域とする生物が数多くリストアップされています。したがって、希少野生生物が生息・生育する里地里山を保全していくことは、県内の生物多様性\*2を保全する上で極めて重要な課題となっています。



水田脇に作られた手掘りの水路と池

なお、里地里山は様々な人間の働きかけを通じて維持される環境であり、原生的自然を対象とした開発行為や野生生物の捕獲等を直接的に規制する従来型の保全手法とは異なる、その地域の自然的・社会的特性に応じた人為的な働きかけ(管理・活用)の持続を図る仕組みづくりが必要です。

##### ②重要里地里山とは

県では、平成15年度に、県内の里地里山のうち希少野生生物のホットスポット\*3となっている地域を選定するための調査を実施しました。このうち、希少野生生物が集中して見られ、かつての里地里山の面影をとどめた地域について、生物多様性を保全する上で重要な里地里山という意味で「重要里地里山」として位置付け、平成16年度に30地区を選定しました。

重要里地里山のうち、若狭町中山地区は、周囲を小高い山に囲まれ、昔はすべて水田でした。

現在は、半分が放棄田になっており、ヨシ(地元では「かや」と呼ぶ。)に覆われています。この水田のことを「かや田」と呼んでいます。

このかや田には、現在も、ミズアオイやダルマガエルをはじめとして多くの希少な生物が生息しており、地元の自然再生団体と小学校が中心となって、復田や維持管理、ウシガエル防除の研修会や駆除作業、生物調査など、生物多様性の保全活動を地道に行っています。



ウシガエルの駆除活動(若狭町)

\*1 二次林：伐採や風水害、山火事などによって原生林が破壊された後に自然に成立した森林のこと。

\*2 生物多様性：①地域ごとに様々な生態系があること、②いろいろな種の生物が生息・生育していること、③同じ種でも遺伝子のレベルで何通りもの違いがあることを示す言葉です。

\*3 ホットスポット：希少野生生物が特に多種生息・生育する地域のこと。平地から丘陵地にかけてのホットスポットは、水田や二次林が分布する里地里山である場合が多く、確認されている種は、メダカやギフチョウなど比較的広域に分布する種で、環境悪化により減少した種が多くなる傾向があります。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 重要里地里山の判定基準

- その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種（県RDB種）が多種確認されている
- 県RDB種の県内の代表的な生息地である
- 県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- 県RDB種の県内唯一の生息地である

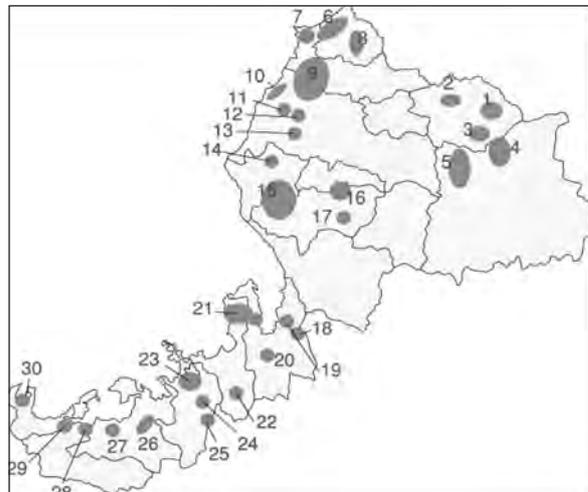


図 1-2-1 福井県重要里地里山 30 地区

表 1-2-2 福井県重要里地里山 30 地区

| 地域    | No.                  | 地区名                          | 市町                 | 県RDB種数 | 面積      | 地域 | No.                      | 地区名                       | 市町         | 県RDB種数 | 面積      |
|-------|----------------------|------------------------------|--------------------|--------|---------|----|--------------------------|---------------------------|------------|--------|---------|
| 奥越    | 1                    | 勝山市北谷町<br>ため池跡・ミチノクフクジュソウ自生地 | 勝山市                | 13     | 約40ha   | 丹南 | 16                       | 三里山<br>里山                 | 鯖江市<br>越前市 | 29     | 約1000ha |
|       | 2                    | 長尾山<br>里山・湿地                 | 勝山市                | 10     | 約140ha  |    | 17                       | 旧武生市味真野地区<br>湧水地          | 越前市        | 16     | 約20ha   |
|       | 3                    | 勝山市平泉寺町<br>里山・ため池群・山ぎわの水田    | 勝山市                | 34     | 約580ha  |    | 18                       | 池河内湿原周辺<br>水田・笹の川         | 敦賀市        | 54     | 約80ha   |
|       | 4                    | 六呂師高原<br>湿地群・草地              | 大野市<br>勝山市         | 53     | 約530ha  |    | 19                       | 中池見湿地<br>水田・小川・周辺の森林      | 敦賀市        | 60     | 約110ha  |
|       | 5                    | 大野盆地<br>湧水地・赤根川              | 大野市                | 21     | 約160ha  |    | 20                       | 野坂岳山麓<br>湧水湿地・ため池         | 敦賀市        | 18     | 約160ha  |
| 坂井・福井 | 6                    | 北潟湖周辺<br>ため池・丘陵辺縁部の水田        | あわら市               | 66     | 約1600ha | 州  | 21                       | 敦賀半島<br>湧水湿地              | 敦賀市<br>美浜町 | 31     | 約380ha  |
|       | 7                    | 陣ヶ岡丘陵地周辺<br>池・湿地・水路          | 坂井市                | 34     | 約190ha  |    | 22                       | 耳川上流の開拓地<br>ハンノキ林・湿地      | 美浜町        | 12     | 約70ha   |
|       | 8                    | 金津東部<br>ため池群・山ぎわの水田・水路       | あわら市               | 66     | 約2400ha |    | 23                       | 菅湖と三方湖周辺<br>湿地・水田地帯       | 若狭町        | 100    | 約460ha  |
|       | 9                    | 坂井平野<br>水田地帯                 | あわら市<br>坂井市<br>福井市 | 68     | 約7200ha |    | 24                       | 旧三方町黒田地区<br>水路・山ぎわの水田     | 若狭町        | 16     | 約130ha  |
| 丹南    | 10                   | 福井市鷹巣地区北部<br>福井市鷹巣地区北部       | 福井市                | 23     | 約310ha  | 25 | 旧三方町白屋地区<br>ため池          | 若狭町                       | 17         | 約30ha  |         |
|       | 11                   | 高須山山麓<br>棚田・周辺の森林            | 福井市                | 13     | 約130ha  | 若狭 | 26                       | 小浜市口名田地区<br>ため池・山ぎわの水田・水路 | 小浜市        | 17     | 約50ha   |
|       | 12                   | 福井市上郷地区<br>山ぎわの水田・周辺の森林      | 福井市                | 14     | 約150ha  |    | 27                       | 小浜市飯盛地区<br>山ぎわの水田・水路・ため池  | 小浜市        | 24     | 約120ha  |
| 13    | 未更毛川上流<br>山ぎわの水田・ため池 | 福井市                          | 41                 | 約310ha | 28      |    | 旧大飯町本郷地区東部<br>山ぎわの水田・ため池 | おおい町                      | 15         | 約50ha  |         |
| 丹南    | 14                   | 旧織田町萩野地区<br>ため池群・山ぎわの水田      | 越前町                | 26     | 約360ha  | 29 | 子生川周辺<br>ため池             | 高浜町                       | 13         | 約60ha  |         |
|       | 15                   | 丹生山地南部<br>ため池群・山ぎわの水田        | 越前町<br>越前市         | 59     | 約5000ha | 30 | 高浜町内浦地区西部<br>ため池・棚田      | 高浜町                       | 18         | 約210ha |         |

③自然再生活動の支援

県では、自然環境の保全再生活動を支援するため、平成20年度から県内の生物の専門家を派遣する制度を設けており、「自然再生支援隊」として、動植物や天文分野の専門家107名(平成30年度末現在)を登録しています。平成30年度は、14団体に対し延べ20回、専門家を派遣し自然観察や再生活動を支援しました。

今後とも、県内の自然再生活動を活発化し活動の輪を広げていきます。



自然再生支援隊から指導を受け生き物観察する生徒たち



自然再生支援隊から指導を受け巣箱を設置(南越前町)

④里山林の整備【森づくり課】

林業を取り巻く厳しい社会情勢のもとで、林家の経営意欲の減退や山村の過疎化により、一部の里山では森林が放置され荒廃が進んでいます。

このようななか、県民の環境保全に関する意識が高まってきており、身近な里山林の整備や自然環境体験活動に自ら参加することで、森林・林業への理解を深める機会が創出され、山村地域の活性化に繋がっていくことが期待されています。

このため、地域住民やボランティア等による「里山の森づくり」や「ふるさとの森づくり」、「漁民の森づくり」など、里山の再生を目指した様々な活動による継続的な森づくりが実践されています。

さらに、CSR活動の一環として、企業が森林の整備・保全を通じた社会貢献活動を積極的に展開しており、平成30年度末で計12社が継続した活動を実施しています。



企業による森林整備・保全活動

表 1-2-3 福井県内における企業の森林の整備・保全活動

| 企業名               | 活動場所                          | 活動面積   |
|-------------------|-------------------------------|--------|
| (株)NTT ドコモ北陸      | 勝山市平泉寺町<br>「ドコモ勝山 平泉寺の森」      | 0.1ha  |
| 北陸電力(株)           | 南越前町阿久和<br>「北陸電力グループ 杉山の森」    | 3.8ha  |
|                   | 勝山市奥山<br>「北陸電力グループ 勝山雁が原の森」   | 1.0ha  |
| (株)平和堂            | 越前町小倉<br>「平和堂 越前泰澄の森」         | 0.8ha  |
| 福井南ロータリークラブ       | 福井市河増町他<br>「福井南RC さくら街道」      | 1.7km  |
| アイシン・エイ・ダブリュ工業(株) | 南越前町榎谷<br>「エイ・ダブリュ・アイ エコの森」   | 2.4ha  |
| アボットジャパン(株)       | 勝山市奥山<br>「アボット勝山の森」           | 0.7ha  |
| 前田建設工業(株)         | 南越前町榎谷<br>「MAEDAの森 福井」        | 1.6ha  |
| (株)福井村田製作所        | 越前町小曾原<br>「ムラタの森 水上山」         | 0.3ha  |
| (株)福井銀行           | 敦賀市野坂<br>「ふくぎんの森」             | 20.3ha |
| 福井県環境保全協業組合       | 勝山市奥山<br>「福井県環境保全協業組合 環境保全の森」 | 0.15ha |
| 楽天(株)             | 南越前町大谷<br>「楽天の森」              | 4.94ha |
| (一財)セブンイレブン記念財団   | 福井市小羽町<br>「福井セブンの森」           | 2.60ha |

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### ⑤農村の整備【農村振興課】

里地里山では、過疎化や高齢化の進行等により耕作放棄地が増加するとともに、土地改良施設の維持管理が粗放化し、水資源の涵養や景観の保全、生き物の生息場所といった農業・農村が持つ多面的機能の低下が懸念されています。

このため、里地里山において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を行い、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生に努めています。

特に中山間地域では、農業生産条件が平地部に比べ不利なことから、農業生産基盤および農村生活環境基盤の整備を通じて、特色ある農業と活力ある農村づくりを推進するとともに、地域における定住の促進、国土・環境の保全を進めています。

### (2) 里山里海湖研究所の取組み

若狭町の三方湖畔に設置された「福井県里山里海湖研究所」では、「地域を元気にする実学研究」の拠点として、様々な活動に積極的に取り組んでいます。

#### ①研究の推進と保全活動の機運醸成

里山里海湖研究所では4人の研究員が、環境考古、保全生態、森里川海連環、里地里山文化の分野に関する研究を行っています。これらの里山里海湖の保全再生に関する研究成果は、専門の学会で発表を行うほか、三方五湖・北潟湖の両自然再生協議会で活用しています。

また、広く県民を対象としたフォーラム等で研究成果の普及と浸透を図り、里山里海湖の保全・再生に対する意識醸成を図っています。



里山里海湖フォーラムでの研究発表

### ②自然体験・自然再生活動への市民参加

#### ア 福井ふるさと学びの森

里山里海湖研究所では、自然体験・自然観察・自然再生に県民自らが参加し、楽しみながら、人の暮らしと自然との関わりを学ぶ「福井ふるさと学びの森」を設け、里山に触れ親しむ機会を提供しています。

また、令和元年度からは、幼少時期からの自然体験を県内で広げていくため、学びの森において保育士を目指す学生に森のようちえん活動に参加してもらうほか、竹林管理と利用に関する講習等、実践的な里山保全につながる活動を進めています。

表1-2-4 福井ふるさと学びの森行事(平成30年度)

| 行 事 名             | 回数  | 参加人数   |
|-------------------|-----|--------|
| 県直営(若狭・あわら・奥越エリア) | 9   | 280人   |
| 登録30団体            | 222 | 7,495人 |
| 計                 | 231 | 7,775人 |

※奥越エリアは自然保護センターとの共催により開催



学びの森での森のようちえん活動

#### イ 福井ふるさと学びの海湖

県内の海湖(川を含む)において、海湖の自然を感じ、学ぶ体験活動および海湖を保全する体験活動を広く県民に提供する団体として「福井ふるさと学びの海湖」活動団体を登録し、「福井ふるさと学びの森」団体のイベントとともに広報を行いました。今後、登録された学びの海湖団体同士の情報交換や学びの森登録団体とも連携を図り、福井の里山里海湖に広く県民が気軽に触れ、親しみ、学ぶ機会を提供していきます。

表1-2-5 福井ふるさと学びの海湖行事(令和元年度)

| 行 事 名 | 回数 | 参加人数   |
|-------|----|--------|
| 登録5団体 | 62 | 5,540人 |

### ③里山里海湖の魅力の再発見

里山里海湖の魅力幅広い世代に伝えるため、里山里海湖研究所三方五湖自然観察棟を拠点に、来所者向けに、気軽な自然観察やどんぐり等の里の自然物を使った工作体験メニューを提供しているほか、周辺の自然環境を活かした体験イベントを開催しています。



完熟梅収穫体験

### ④地域と企業との協働による里山の整備

過疎化や高齢化により整備が行き届かなくなった里山の再生を図るため、平成30年度から、地域住民以外の企業、学生等の参加および協力を得て保全・整備活動を行おうとする住民団体の活動に対して、作業に必要な資機材の貸出し、専門家の派遣等により支援しています。

身近な森での展望台、登山道の整備（案内看板の製作、設置等）やビオトープ<sup>\*1</sup>、里山公園、広場の整備等により、地域住民等が集える場所として里山の利用が図られ、地域の活性化につながっています。

表1-2-6 令和元年度における整備実施地区(4か所)

| 整備地区名              | 参加協力企業  |
|--------------------|---|
| 越前市帆山町<br>(村国山)    | 日本生命保険(相) 福井支社                                |
| 福井市鹿俣地区<br>(三峯城山)  | 前田工織(株)                                       |
| 敦賀市檜曲地区<br>(中池見湿地) | (国研) 日本原子力研究開発機構<br>敦賀グリーンパワー(株)<br>三井住友建設(株) |
| 若狭町脇袋地区<br>(膳部山)   | (株) エイ・ダブリュ工業・若狭<br>アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)         |



企業社員による登山道整備作業

### ⑤自然再生団体等のリーダーの育成

里山里海湖を取り巻く課題を自ら解決するリーダーを育成するため、里山里海湖研究所では自然再生団体の活動者を対象とした研修会を開催しています。

#### ア 福井ふるさと学びの森・海湖合同研修会

福井ふるさと学びの森・海湖登録団体の活動の安全性向上および団体相互の連携を図るため、現地・座学講習会や情報交換会を実施しています。

#### イ ふくい<sup>まるさと</sup>里フォーラム

NPOをはじめとする団体や市民、県内外の研究者等、様々な人々が集い、自らの活動を発表し、情報交換、交流を深めるフォーラムを開催しています。



研修会の発表の様子

<sup>\*1</sup>ビオトープ：「野生生物の生息空間、生物の回廊」などと訳され、多種類の動物・植物が一つの生態系を構成し、共同体として生息・成育できる、あるまとまりを持った環境を意味します。原語はドイツ語です。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (3) 水月湖年縞の活用

三方五湖の一つ「水月湖」の底に積み重なった縞模様様の地層「年縞(ねんこう)」を展示する県年縞博物館では、年間を通じて様々なイベントを開催しています。令和元年は、質量の単位「キログラム」の定義の改定に大きく貢献した「シリコン単結晶球体」のレプリカを展示しました(5月20日～7月29日)。また、年縞に関する理解を一層深めてもらうため、年縞と関連のある古生物学や考古学、地質学など、幅広い分野の講師を招き、気軽に楽しみながら学ぶ「サイエンスカフェ」を定期的実施しています。さらに、年縞研究の第一人者である立命館大学古気候学研究センター中川毅教授らによる常設展のガイドツアーを随時開催しています。

博物館の中だけでなく、周辺の地形・地質・資源を散策できるよう「年縞・縄文フィールドミュージアム」というマップを作成しました。

また、今後多くの人々が博物館とフィールドミュージアムを利用できるよう、体験コースのモニターツアーを実施しました。

このほか、平成31年2月に立命館大学、オックスフォード大学、東京大学と国際連携組織を設立し、世界各地の年縞や堆積物からの花粉の抽出や、年代測定を行っています。

県年縞博物館が開催するイベント等については、ホームページで随時告知しています。一度ご来館いただいたお客様にもお楽しみいただけるようなイベントも実施しておりますので、ぜひチェックしてみてください。



中川教授によるガイドツアー

### (4) 第22回自然系調査研究機関連絡会議

(NORNAC22)

自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)は、環境省、都道府県及び政令指定都市の自然系調査研究機関で構成され、相互の情報交換・共有化を促進し、自然環境保全施策の推進に寄与することを目的としています。

令和元年度は県海浜自然センターがホスト機関となり、11月7日(木)・8日(金)に福井県若狭町の県三方青年の家で開催されました。

一日目は県立大学海洋生物資源学部の富永修教授の基調講演「三方五湖自然再生事業の取り組み 外来生物を中心に」のほか、全国各地から集った構成機関による口頭発表、ポスター発表が行われました。

二日目の連絡会議では、県海浜自然センターの三方五湖自然再生の取り組み、三方小学校の5年生の児童による環境に優しい農法での稲作と水田でコイ・フナを育てる取り組みの発表が行われました。



調査研究・活動事例発表の様子

## 2 生き物をシンボルとした多様な主体の参加による自然再生の推進【自然環境課】

### (1) コウノトリが舞う里地里山づくり

県では国の特別天然記念物のコウノトリを自然再生のシンボルとして位置付けています。

平成23年12月から、兵庫県立コウノトリの郷公園との共同研究として同公園からつがいのコウノトリ「ふっくん」「さっちゃん」を借り受け、越前市白山地区において飼育・繁殖を行うとともに、福井生まれのコウノトリを野外へ放鳥し、福井に再びコウノトリが舞う豊かな自然環境の保全・再生を推進しています。

平成27年から平成30年の4年間、県では福井生まれの幼鳥9羽を放鳥しました。放鳥したコウノトリが全国へ、さらには海外へと羽ばたくことで、県内外でコウノトリが棲む環境づくりや人々の交流の輪が広がっています。

越前市白山、坂口地区では、コウノトリをはじめ生物多様性を育む田園環境づくりが農家や自然再生団体等により進められています。その成果として、令和元年5月には、越前市安養寺町で、県が放鳥した「たからくん」がペアとなって繁殖を開始し、福井県の野外では55年ぶりとなるヒナが誕生しました。

小浜市国富地区では、コウノトリの里づくり推進連絡会において、平成30年に巣塔が設置され、子どもたちによるピオトープ整備や生き物調査等の環境学習が進められています。



小浜市国富 美郷小学校生き物調査 (R1.10)

鯖江市では、平成26年から吉川地区を中心にコウノトリの飛来数が増加し、これをきっかけにコウノトリの定着を図ろうと、平成30年に野鳥愛好家や公民館等が協力し「福井野生生物再生の会」が発

足しました。同会では、鯖江市や県の補助金を活用し、人工巣塔を設置したほか、地元の小学校児童を対象とした野鳥観察会等を定期的に行い環境学習を進めています。今後、農業者の協力を得ながら冬水田んぼやピオトープの設置による生息環境整備を進めていきます。



鯖江市吉川 吉川小学校野鳥観察 (R1.6)

坂井市春江町上小森地区では、7～8月に本県の野外では58年ぶりとなるコウノトリの巣立ちが確認されました。地元の理解と電力会社の協力によって実現できた成果であり、今後ともコウノトリが永続して繁殖できるためには、環境整備による地域住民や農業者、行政の理解と協力が不可欠となっています。

坂井市で繁殖したコウノトリペアが主に採餌のために飛来した福井市鶉地区では、将来にわたりコウノトリの繁殖を支えるため、地域内外からの募金等により、11月に人工巣塔が設置されました。



福井市菖蒲谷町(鶉地区)の人工巣塔 (R1.11)

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

県では、これまでコウノトリをシンボルとした生態系の再生を推進するため、秋から冬にかけて水田に水を張る「冬水田んぼ」の実践や、水路と水田の間にある段差を改善し水田に魚類が遡上できるよう、水田と排水路との間に「水田魚道」を設置する自然再生の実践を通して、かつて水田が持っていた生物多様性を育む機能の復活に取り組んでいます。このような取り組みを実践する地域・団体を「生き物ぎょうさん里村」として平成30年度末までに、県内12市町の50地域・団体を認定しています。

### (2) 多様な主体の参加による自然再生

県内の里地里山を保全・活用するため、自然再生活動団体、農業者、漁業者、教育機関などが情報を共有し活動の活性化を行っています。

三方五湖では平成23年5月に、北潟湖では平成30年11月に、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が発足し自然再生活動が進められています。

平成30年度の活動として、三方五湖では、環境省事業の支援を受け「三方五湖アカミミガメ防除実施計画」を作成し、令和元年度から計画的な駆除活動を開始しました。三方湖では繁茂しすぎたヒシが湖の生物多様性に悪影響を及ぼすため、地元のNPOと漁協が協働でヒシ約200haを刈取り、約100t(湿重量)を回収しました。また、自然護岸再生の手引書の作成(令和元年度完成予定)や、SDGsを担う人材育成を目指して発足した「子どもラムサールクラブ」による森里川湖海連関を学ぶ講座6回が開催されました。



三方五湖での外来生物(ミシシippアカミミガメ) 駆除活動(R1.5.25)

北潟湖自然再生協議会では、自然再生基本構想に基づく事業実施計画の作成(令和元年度完成予定)

を進めており、希少なトンボ等が生息する赤尾湿地や谷津田等の保全計画が検討されています。さらに北潟湖畔ではプラスチックゴミの回収や特定外来生物のオオキンケイギクの駆除イベントが行政や地域住民が参加して開催されました。



北潟湖畔でプラスチックゴミ回収(H31.3)

池ヶ原湿原(勝山市)では、池ヶ原湿原保全・活用協議会(事務局 県自然保護センター)が平成29年度に設立され、地元住民や民間企業、自然再生団体、地元小学校、勝山市、県施設の協働により、ヨシの刈り取りや特定外来生物のオオハンゴンソウの駆除作業を行い、ミズチドリ等の貴重な植物や湿原を特徴づける湿地植物が保全されています。また、活動メンバーである製紙会社の協力により刈り取ったヨシを和紙として利用するほか、ヨシ刈りに参加している地元の小学校では、環境教育の一環としてヨシの茎から作ったストローを地元の飲食店に提供するという活動が進められています。



池ヶ原湿原でのヨシ刈り取り作業

### (3) SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

平成25年9月に福井県で開催されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ第4回定例会合を契機に、福井県と石川県の両知事が代表を務め、民間企業、NPO・NGO等、研究機関、行政機関等の組織が参画する「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」が設立されました。

本ネットワークは、国内における多様な主体がその垣根を超え、様々な交流・連携・情報交換等を図るためのプラットフォームを構築し、SATOYAMAにおける生物多様性の保全・利用の取組みを国民的取組みへ展開することを目的としており、令和元年12月現在116団体が参加しています。

毎年数回の会合を開催し、各構成団体の取組の情報交換するほか、自然再生の先進地でのエクスカーション、里山里海湖の保全・再生活動に関するシンポジウムを開催または参加し、里山里海湖の保全に向けた取組みを勉強・紹介しています。

令和元年9月には、熊本県で開催されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ第8回定例会合に参加、阿蘇でのエクスカーションを実施し、世界的なSATOYAMA保全の情勢や阿蘇での先進的な草原再生の取組みを勉強し、参加団体との情報交換を行いました。



エコプロ 2019 での展示のようす



SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ  
第8回定例会合 (R1.9.4)

また、いしかわの里山里海展（石川県、令和元年8月）、ふるさと環境フェア（福井県、令和元年11月）、エコプロ2019（東京都、令和元年12月）にて展示を行い、訪れた方にSATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークの取組みや参加団体の活動を紹介し、SATOYAMA保全の重要性を多くの人に伝えました。

分野別施策の  
実施状況

自然と共生する  
社会づくりの推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 3 環境と調和した景観づくりの推進

#### (1) 都市の緑の保全と整備【都市計画課】

##### ①都市公園

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちにうるおいを与える施設です。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害防止・緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設でもあります。

本県の都市公園は、主要都市部における戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の都市基幹公園の整備を積極的に進めてきました。また、県内4地域において広域的な拠点となる県営公園の整備を進め、「若狭総合公園」、「奥越ふれあい公園」、「トリムパークかなづ」および「丹南総合公園」の4公園が供用されています。

本県における都市公園は、平成30年3月末現在、13市町(9市4町)において918か所、面積1,188.71haとなっています。都市計画区域内人口一人当たりの面積は、16.8㎡(全国平均12.1㎡)であり、全国第11位の整備水準です。



トリムパークかなづ

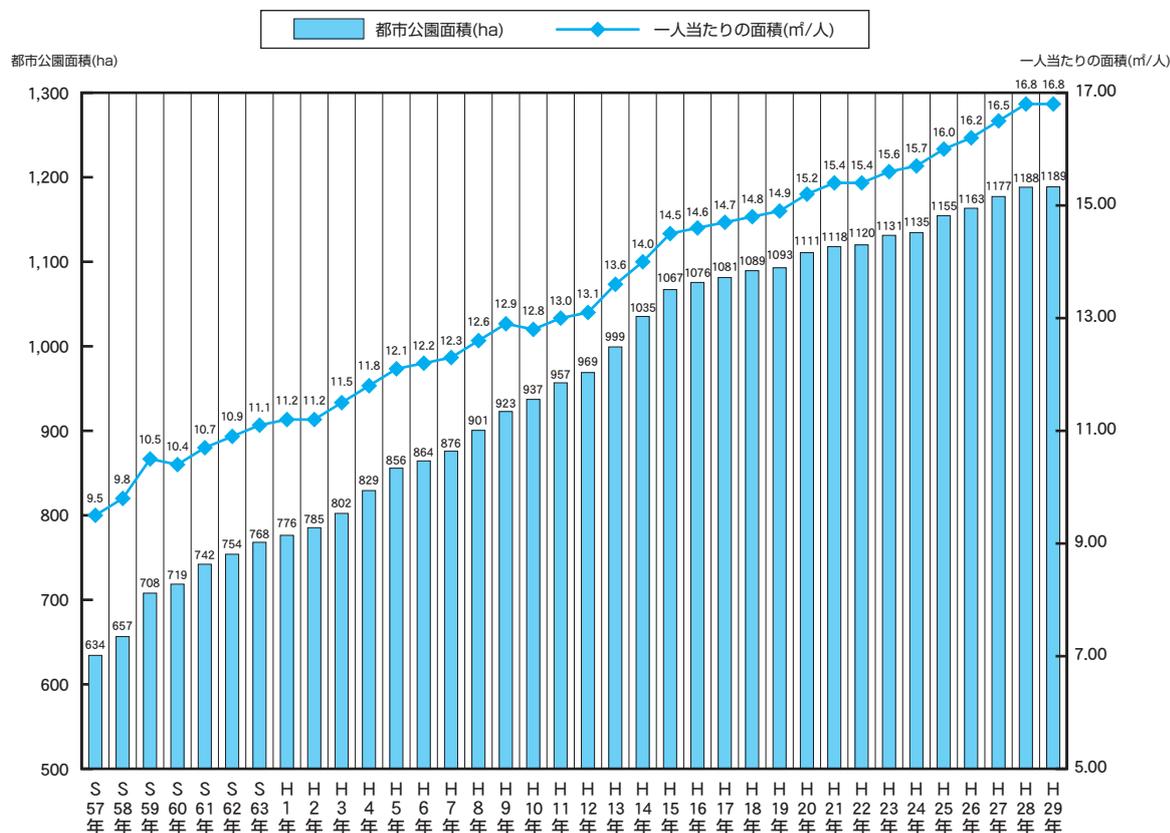


図 1-2-7 県内の都市公園面積の推移

②広域緑地計画、緑の基本計画

緑は、都市環境に潤いとやすらぎをもたらすとともに、水・大気の浄化機能や動植物の生息地または生育地を確保するなど、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っており、緑地の適正な保全や緑化の推進、緑の創出に努めることが必要です。

県においては、県内の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを明らかにした「広域緑地計画」を策定しています。

市町においては、官民一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」を策定しています（令和元年11月末現在、勝山市、福井市、大野市、越前町、鯖江市、敦賀市、坂井市、越前市が策定済）。

今後、緑につつまれた県土づくりを実現するため、これらの計画に基づき、公園整備や住民の合意形成を図りながら緑地の保全・緑化を推進していきます。

表1-2-8 風致地区<sup>\*1</sup>の指定状況(令和元年11月末)

| 地区名      | 所在地 | 面積(ha) |
|----------|-----|--------|
| 福井城跡風致地区 | 福井市 | 6.9    |
| 足羽川風致地区  | 福井市 | 108.8  |
| 足羽山風致地区  | 福井市 | 194.9  |

表1-2-9 緑地協定<sup>\*2</sup>(緑化協定)の締結状況(令和元年11月末)

| 協定名               | 所在地 | 面積(ha) |
|-------------------|-----|--------|
| 八幡地区緑化協定          | 越前市 | 3.1    |
| 福井北インター流通センター緑化協定 | 福井市 | 10.9   |
| 福井市中央工業団地緑地協定     | 福井市 | 16.9   |
| 北府地区緑地協定          | 越前市 | 3.2    |

③開発許可制度による緑地の保全と創出

都市計画法に基づく開発許可制度は、宅地開発などの開発行為について、県などが宅地に必要な公共施設が確保されているかなどの審査を行い、許可を行うものです。

開発行為の規模に応じて、工場が目的の場合は、必要に応じ、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯や緩衝帯を、住宅団地が目的の場合は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとしています。

(2) 景観づくり【文化課、都市計画課】

平成17年6月に全面施行された景観法では、景観行政団体<sup>\*3</sup>が景観計画を策定することにより建築物等のデザインや色彩を制限する等、強制力を伴う規制が可能となっています。

良好な景観の形成は居住環境の向上等住民の生活に密接に関係し、また、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心的な役割を担っています。

令和元年12月末現在、14市町（小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町、池田町、越前市、坂井市、鯖江市、敦賀市、あわら市、南越前町、越前町、美浜町）について景観行政団体となっています。また、大野市、小浜市、福井市、永平寺町、坂井市、越前市、勝山市、あわら市、鯖江市、敦賀市が景観計画を策定しています。

今後も、県では、景観法を活用し、良好な景観形成を進める市町を支援していきます。

また、県では、美しい景観を県民の誇りとして再認識するとともに、次の世代に守り伝えていくため、「福井ふるさと百景」を選定し、ガイドブックの発刊、県内外でのパネル展を開催しています。さらに、百景の眺望を活かした植栽や花植え、行燈による夜景の演出など、景観の保全・活用を進める団体をこれまでに52団体認定し、地域の主体的な活動を応援しています。

分  
野  
別  
施  
策  
の  
実  
施  
状  
況  
  
自  
然  
と  
共  
生  
す  
る  
社  
会  
づ  
く  
り  
の  
推  
進

\*<sup>1</sup>風致地区：都市計画法に基づき、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。風致地区内における建築物や工作物の建築、宅地の造成および木竹の伐採等の行為に対しては、福井県および福井市の風致地区条例で一定の規制を行うことにより、風致の維持を図っています。  
 \*<sup>2</sup>緑地協定：都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、住民の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。  
 \*<sup>3</sup>景観行政団体：景観法に基づき、県と協議して景観行政事務を実施する市町を景観行政団体といい、それ以外については県が景観行政団体となります。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

県内には「妻壁を柱と梁で格子状とした漆喰塗りの切妻屋根の農家」や「格子戸等町家の伝統的意匠を基調とした切妻屋根の町家」など、地域特有の形態や外観を有する伝統的民家や街並みが存在し、地域性や独自性に富んだ景観が形成されています。県では平成18年に「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を制定し、市町と連携した伝統的民家の改修等に対する補助や所有者等への情報提供などを通じて、保存・活用を図っています。さらに、伝統的民家が集積する地区を「伝統的民家群保存活用推進地区」としてこれまでに41地区指定し、地区で行う景観の保全・活用の取組みに対し支援しています。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。平成18年4月からは、屋外広告業者に関し、登録制を導入しています。

また、自治会、企業、ボランティア団体等と協同して、人通りの多い沿道において花の植栽や歩道の清掃活動等を行うことにより、美しい道路の景観づくりを行います。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的建造物・伝統的民家の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

### (3) 公共施設の緑化推進【建築住宅課】

公共施設の整備に際しては、敷地の周囲に植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物までの離隔を確保するよう努めています。

平成30年に竣工した福井県年縞博物館においては、建物周囲に植栽や芝生スペース、避難経路をかねた丘を設け、周辺に広がる里山里海湖の風景を感じながら、誰もが気軽に年縞について学ぶことができる施設としています。

今後とも、施設の計画にあたっては、立地条件等を勘案しながら、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設の緑化推進を図っていきます。

### (4) 工場立地における緑地確保と

#### 環境施設整備に対する支援【企業誘致課】

県では、工場立地法に基づき、工場立地の際に環境の保全が図られるよう、緑地面積の適正な確保に努めています。

また、企業立地の促進を図り、地域振興に資することを目的として、市町の産業団地の整備を支援しています。

この事業では、快適な立地環境を創出するため、企業への分譲用地の造成だけでなく、団地内の公園や緑地など環境施設の整備も支援の対象としています。

### (5) 歴史的・文化的環境の保全

#### 【生涯学習・文化財課】

県内には、生活に豊かさや潤いを与えてくれる環境として、明通寺本堂・三重塔（国宝）、一乗谷朝倉氏遺跡（特別史跡）などの歴史的遺産や文化的景観が数多くあります。

国や県では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産等を文化財として指定・登録し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

さらに、改正文化財保護法が平成31年4月施行され、本県でも令和元年度に福井県文化財保存活用大綱を策定し、市町や所有者等と文化財の保存と活用について共通の方針で文化財保護に取り組んでいきます。

今後とも、市町や文化財の所有者と連携を密にし、文化財保護および歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

#### ①文化財の指定等の現況

##### ア 指定の現況

平成30年度には、国指定で2件、県指定では12件の工芸品・絵画等が指定されました（表1-2-10）。



新たに国登録になった平成大野屋本店平蔵

イ 保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的・文化的環境の保存と活用に努めています（平成30年度助成28件）。

ウ 現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保存等を行っています（平成30年度許可97件）。

②重要伝統的建造物群保存地区の整備

宿場町としての町並みが残る若狭町熊川宿および近世城下町の歴史的風致を良く伝える小浜市小浜西組の民家等の修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています（平成30年度助成7件）。

③登録文化財の登録推進

築後50年を経過している建物や橋等の登録有形文化財（建造物）の登録を推進し、幅広い文化財の保存に努めています（平成31年3月末現在193件登録）。

④歴史的建造物の保存・活用【文化課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。これらの歴史的建造物の外観の改修等に対して市町と連携して助成し、歴史的建造物の保存およびまちづくりへの活用を推進しています。

⑤重要文化的景観選定への取組み【文化課】

福井市、越前町、南越前町にまたがる「越前海岸の水仙畑と農村景観」において、国の重要文化的景観の選定を目指し、3市町と協力しながら取り組んでいる。令和元年度は、選定申出に必要な文化的景観保存活用計画の策定を進める市町に対して支援している。

表 1-2-10 指定文化財件数（平成31年3月末現在）

| 種 別       | 国 指 定   | 県指定            | 種 類                               |
|-----------|---------|----------------|-----------------------------------|
| 有形文化財     | 建 造 物   | 29(うち国宝2)      | 30                                |
|           | 美術工芸品   | 83(うち国宝4)      | 226                               |
| 無 形 文 化 財 |         | 2              | 4                                 |
| 民俗文化財     | 有形民俗文化財 | 1              | 9                                 |
|           | 無形民俗文化財 | 5              | 65                                |
| 記 念 物     | 史 跡     | 25(うち特別史跡1)    | 29                                |
|           | 名 勝     | 15(うち特別名勝1)    | 7                                 |
|           | 天然記念物   | 22(うち特別天然記念物4) | 33                                |
|           |         |                | 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料、歴史資料     |
|           |         |                | 芸能、工芸技術                           |
|           |         |                | 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等           |
|           |         |                | 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 |
|           |         |                | 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡               |
|           |         |                | 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地               |
|           |         |                | 動物、植物および地質鉱物                      |

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進